

山口県報

令和元年
9月30日
(月曜日)

目 次

- 規則
山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)……………一
合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車
税の徴収の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)……………一四
山口県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則(税務課)……………一五
- 訓令
合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車
税の徴収の特例に関する条例取扱規程の一部を改正する訓令(税務課)……………一七



山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十号

山口県税賦課徴収条例施行規則の一部を改正する規則

山口県税賦課徴収条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第四十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に、「第三十二条」を「第四十三条」に改め、「第四節 自動車取得税(第三十三条―第四十三条)」を削り、「第四節の二」を「第四節」に、「第四十五条」を「第四十四条の三」に改める。

第一条中「地方法人特別税等に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号。以下

「暫定措置法」という。)を「特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律(平成三十一年法律第四号。以下「特別法人事業税法」という。)」に改める。

第十五条第一項中「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に改める。

第二十条第一項中「第八十条の二第二項」を削り、「第八十八条第二項」を「第八十九条の七第二項、第八十九条の二十第二項」に、「第八十条の三第三項及び第四項(条例第八十九条第三項)」を「第八十九条の八第三項及び第四項(条例第八十九条の三第三項)」に改める。

第二十一条中「暫定措置法」を「特別法人事業税法」に、「第三十五条から第三十九条まで、第四十一条及び第四十二条」を「第四十四条の五から第四十四条の九まで、第四十四条の十一及び第四十四条の十二」に改める。

第二章第一節の節名を次のように改める。

第一節 県民税並びに事業税及び特別法人事業税

第二十二條の三第二号中「第七十一条の十四第四項」を「第七十一条の十四第六項」に改め、同条第三号中「第七十一条の十五第四項」を「第七十一条の十五第五項」に改める。

第二十二條の四第二号中「第七十一条の三十五第五項」を「第七十一条の三十五第七項」に改め、同条第三号中「第七十一条の三十六第四項」を「第七十一条の三十六第五項」に改める。

第二十二條の五第二号中「第七十一条の五十五第五項」を「第七十一条の五十五第七項」に改め、同条第三号中「第七十一条の五十六第四項」を「第七十一条の五十六第五項」に改める。

第二十三条の見出し並びに同条第一項及び第二項中「地方法人特別税に係る」を「特別法人事業税に係る」に改め、同項第五号中「第十五条第四項前段」を「第十五条の二の二第一項」に改め、同項第六号中「第十五条第四項後段」を「第十五条の二の二第二項」に改め、同項第八号中「法人事業税及び地方法人特別税の更正通知書」を「法人事業税及び特別法人事業税の更正通知書」に、「法人事業税及び地方法人特別税の決定通知書」を「法人事業税及び特別法人事業税の決定通知書」に改め、同項第九号中「第七十二条の四十六第四項及び第七十二条の四十七第四項」を「第七十二条の四十六第六項及び第七十二条の四十七第五項」に、「法人事業税及び地方法人特別税の加算金決定通知書」を「法人事業税及び特別法人事業税の加算金決定通知書」に改める。

第二十四条の見出し及び同条中「地方法人特別税の」を「特別法人事業税の」に改め、同条第一号中「法人事業税・地方法人特別税申告書提出期限延長承認通知書」を「法人事業税・特別法人事業税申告書提出期限延長承認通知書」に、「法人事業税・地方法人特別税申告書提出期限延長申請却下通知書」を「法人事業税・特別法人事業税申

告書提出期限延長申請却下通知書」に改め、同条第二号中「第二十四条の四第六項」を「第二十四条の四第八項」に、「法人事業税・地方法人特別税申告書提出期限延長承認等通知書」を「法人事業税・特別法人事業税申告書提出期限延長承認等通知書」に改め、同条第三号中「第二十四条の四第三項」を「第二十四条の四第五項」に、「法人事業税・地方法人特別税申告書提出期限延長変更通知書」を「法人事業税・特別法人事業税申告書提出期限延長変更通知書」に、「法人事業税・地方法人特別税申告書提出期限延長取消通知書」を「法人事業税・特別法人事業税申告書提出期限延長取消通知書」に改める。

第二十四条の二（見出しを含む。）中「地方法人特別税」を「特別法人事業税」に改める。

第二十七条の五第二号中「第七十四条の二十三第四項」を「第七十四条の二十三第六項」に改め、同条第三号中「第七十四条の二十四第四項」を「第七十四条の二十四第五項」に改め、「県たばこ税加算金決定通知書」の下に「（別記第七十一号様式）」を加える。

第三十二条第二号中「第九十条第四項」を「第九十条第六項」に改め、同条第三号中「第九十一条第四項」を「第九十一条第五項」に改め、「ゴルフ場利用税加算金決定通知書」の下に「（別記第七十八号様式）」を加える。

第二章第四節の節名を削る。

第三十三条から第四十三条までを次のように改める。

第三十三条から第四十三条まで 削除

第二章第四節の二を同章第四節とする。

第四十四条の二第二号中「第四百四十四条の四十七第五項」を「第四百四十四条の四十七第六項」に改め、同条第三号中「第四百四十四条の四十八第四項」を「第四百四十四条の四十八第五項」に改める。

第二章第五節中第四十五条の前に次の十一条を加える。

（環境性能割に係る書類等の様式）

第四十四条の三 環境性能割に係る次の各号に掲げる申告書及び申請書並びに通知及び申請の書類の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 条例第八十九条の二第二項の申告書 自動車税環境性能割修正申告書（別記第二百五号様式）
- 二 条例第八十九条の五の申告書 自動車税環境性能割徴収猶予申告書（別記第二百六号様式）
- 三 法第六十四条第五項において準用する法第十五条の二の二第一項の規定による通知の文書 自動車税環境性能割徴収猶予承認通知書（別記第二百七号様式）

四 条例第八十九条の六の申請書 自動車税環境性能割納付義務免除申請書（別記第二百八号様式）又は自動車税環境性能割還付申請書（別記第二百八号様式）

五 法第六十四条第六項の規定による申請の文書 自動車税環境性能割還付申請書（別記第二百九号様式）

（証紙代金収納印の印影の形式及び納税済印の様式）

第四十四条の四 条例第八十九条の三第二項の知事が定める形式は、山口県証紙代金収納印（別記第一百十号様式）とし、同条第四項の納税済印は、自動車税納税済印（別記第一百十一号様式）による。

（収納計器取扱人の指定申請等）

第四十四条の五 条例第八十九条の四第一項の規定による証紙代金収納計器取扱人（以下「収納計器取扱人」という。）の指定を受けようとする者は、証紙代金収納計器取扱人指定申請書（別記第一百十二号様式）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の当該証紙代金収納計器取扱人指定申請書の提出があつた場合においてその内容を審査の上、収納計器取扱人として指定することが適当であると認めたときは、当該申請人を収納計器取扱人として指定し、かつ、その旨を当該申請人に通知するものとする。

（収納計器の使用）

第四十四条の六 収納計器取扱人は、証紙代金収納計器（以下「収納計器」という。）を使用しようとするときは、証紙代金収納計器始動票札交付申請書（別記第一百三号様式）により、知事に対し、証紙代金収納計器始動票札（別記第一百四号様式）（以下「始動票札」という。）の交付を申請し、その交付を受けなければならない。

2 収納計器取扱人は、当該始動票札に表示された金額を限度として収納計器を使用することができる。

3 収納計器取扱人は、収納計器による証紙代金収納印（条例第八十九条の三第二項に規定する証紙代金収納印をいう。以下「証紙代金収納印」という。）の押印をする場合には、申告書等の証紙代金収納印押欄に正確に押印しなければならない。

（証紙代金収納印押印手数料）

第四十四条の七 知事は、収納計器取扱人に対し、証紙代金収納印の押印につき、証紙代金収納印押印手数料（以下「押印手数料」という。）を支払うものとする。

2 押印手数料の額は、その年度において収納計器取扱人が条例第八十九条の四第二項の規定により納付した金額（第四十四条の十二第一項及び第三項の規定により還付した金額がある場合にあつては、当該納付した金額から当該還付した金額を控除した金額。以下「納付金額」という。）の合計額を次の各号に掲げる金額によつて区分してそれぞれの金額に当該各号に定める率を乗じて得た額の合計額に一・一を乗じて得た

額とする。

- 一 十億円以下である場合 千分の十
- 二 十億円を超え二十億円以下である場合 千分の五
- 三 二十億円を超え六十億円以下である場合 千分の三
- 四 六十億円を超える場合 千分の一

3 収納計器取扱人は、押印手数料の支払を請求しようとするときは、毎月五日までに、前月の納付金額に係る分について、証紙代金収納印押印手数料支払請求書（別記第百十五号様式）を知事に提出しなければならない。

（収納計器取扱人の住所等の変更の届出）

第四十四条の八 収納計器取扱人は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、速やかに、その旨を書面により知事に届け出なければならない。

（収納計器の取扱いの廃止の届出）

第四十四条の九 収納計器取扱人は、収納計器の取扱いを廃止しようとするときは、当該収納計器の取扱いを廃止しようとする日の三十日前までに、その旨を書面により知事に届け出なければならない。

（収納計器取扱人の指定の取消し）

第四十四条の十 知事は、収納計器取扱人が次の各号のいずれかに該当するときは、収納計器取扱人の指定を取り消すものとする。

- 一 収納計器を取り扱うのに必要な資力又は信用を失ったとき。
 - 二 条例又はこの規則に違反したとき。
 - 三 収納計器を不正に使用したとき。
 - 四 前条の規定により収納計器の取扱いの廃止を届け出たとき。
- 2 知事は、前項の規定により収納計器取扱人の指定を取り消したときは、直ちにその旨を当該収納計器取扱人の指定を取り消された者に通知するものとする。

（記録等の義務）

第四十四条の十一 収納計器取扱人は、証紙代金収納計器使用状況記録簿（別記第百十六号様式）を備え置いて、毎日、収納計器の使用状況を記録しておかなければならない。

2 収納計器取扱人は、毎月末日現在における収納計器の使用状況を証紙代金収納計器使用状況報告書（別記第百十七号様式）により翌月五日までに知事に報告しなければならない。

3 収納計器取扱人は、使用済みとなつた始動票札を知事に返還しなければならない。

（収納計器の使用に係る納付金額の還付）

第四十四条の十二 収納計器取扱人は、証紙代金収納印の金額を誤つて押印したとき

は、当該誤つて押印した証紙代金収納印の金額に相当する額の納付金額について、その還付を請求することができる。

2 収納計器取扱人は、前項の規定により納付金額の還付を請求しようとするときは、証紙代金収納計器の使用に係る納付金額還付請求書（別記第百十八号様式）を知事に提出しなければならない。

3 収納計器取扱人は、証紙代金収納印の押印による納付の方法が廃止された場合その他知事がやむを得ない事由があると認める場合において、証紙代金収納印の押印により表示した金額の合計額が当該収納計器の始動票札に表示した金額に達していないときは、当該始動票札に表示した金額から証紙代金収納印の押印により表示した金額の合計額を控除して得た金額に相当する額の納付金額について、その還付を請求することができる。

4 第二項の規定は、前項の規定により納付金の還付を請求する場合について準用する。

（環境性能割の更正及び決定の通知）

第四十四条の十三 環境性能割に係る次の各号に掲げる通知は、それぞれ当該各号に定める書類によりするものとする。

- 一 法第百六十八条第四項の規定による課税標準額及び環境性能割額を更正し、又は決定した場合の通知 自動車税環境性能割更正通知書（別記第百十九号様式）又は自動車税環境性能割決定通知書（別記第百十九号様式）
- 二 法第百七十一条第六項の規定による過少申告加算金額又は不申告加算金額を決定した場合の通知 自動車税環境性能割決定通知書（別記第百十九号様式）
- 三 法第百七十二条第五項の規定による重加算金額を決定した場合の通知 自動車税環境性能割決定通知書（別記第百十九号様式）

第四十五条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条第一項中「第八十三条」を「第八十九条の十」に、「自動車税の」を「種別割の」に、「自動車税課税免除承認申請書」を「自動車税種別割課税免除承認申請書」に改め、同条第二項中「第八十三号各号」を「第八十九条の十各号」に、「自動車税課税免除承認通知書」を「自動車税種別割課税免除承認通知書」に改める。

第四十五条の二中「第八十六条の三第二項」を「第八十九条の十六第二項」に、「別記第百十五号様式」を「別記第百十一号様式」に改める。

第四十六条の見出しを「（種別割納税証明書）」に改め、同条中「自動車税の」を「種別割の」に、「自動車税納税証明書」を「自動車税種別割納税証明書」に改める。

第四十七条の見出し中「自動車税」を「種別割」に改め、同条中「第八十七条の三」を「第八十九条の十九」に改める。

別記第三号様式(ネの三)中「(自動車税・定時賦課用)」や「(自動車税種別割・定時賦課用)」に改める。同様式(ネの三)の(イ)中「(年度 自動車税納税通知書(兼領収証書))」や「(年度 自動車税種別割納税通知書(兼領収証書))」に「(第145条)」を「(第146条)」に改める。同様式(ネの四)中「(自動車税・随時賦課用)」や「(自動車税種別割・随時賦課用)」に改める。同様式(ネの四)の(イ)中「(年度 自動車税納税通知書)」や「(年度 自動車税種別割納税通知書)」に「(第145条)」や「(第146条)」に改める。同様式(ネの八)中「(自動車税・口座振替納付用)」や「(自動車税種別割・口座振替納付用)」に改める。同様式(ネの八)の(イ)中「(年度 自動車税納税通知書(口座振替納付用))」や「(年度 自動車税種別割納税通知書(口座振替納付用))」に「(第145条)」や「(第146条)」に改める。同様式(ネの九)中「(自動車税・一括納付用)」や「(自動車税種別割・一括納付用)」に改める。同様式(ネの九)の(イ)中「(年度 自動車税納税通知書(一括納付用))」や「(年度 自動車税種別割納税通知書(一括納付用))」に「(第145条)」や「(第146条)」に改める。

別記第四号様式(ネの四)中「(法人事業税・地方法人特別税・法人県民税用)」や「(法人事業税・特別法人事業税・法人県民税用)」に改める。同様式(ネの四)の(イ)中「(法人事業税及び地方法人特別税)」や「(法人事業税及び特別法人事業税)」に「(地方法人特別税等に関する暫定措置法)」や「(特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律)」に改める。同様式(ネの四)中「(自動車税・一括発付用)」や「(自動車税種別割・一括発付用)」に改める。同様式(ネの四)の(イ)中「(自動車税)」や「(自動車税種別割)」に改める。同様式(ネの四)中「(自動車税・個別発付用)」や「(自動車税種別割・個別発付用)」に改める。同様式(ネの四)の(イ)中「(自動車税)」や「(自動車税種別割)」に改める。

別記第四十号様式(ネの十)中「(自動車取得税用)」や「(自動車税環境性能割用)」に「(自動車取得税)」や「(自動車税環境性能割)」に改める。

別記第四十二号様式(ネの十二)中「(自動車税用)」や「(自動車税種別割用)」に

自動車税納税証明請求書

を

自動車税種別割納税証明請求書

に改める。

別記第四十三号様式(その二)及び別記第四十三号様式の二(その二)中「(不動産

取得税・自動車税用)」や「(不動産取得税・自動車税種別割用)」²¹⁾ 「不動産取得税」²²⁾ や 「自動車税種別割」²³⁾ である。

第111条(1)中「(不動産取得税・自動車取得税・自動車税・狩猟税用)」や「(不動産取得税・自動車税環境性能割・自動車税種別割・狩猟税用)」である。

第111条(1)中「(不動産取得税・自動車取得税・自動車税・狩猟税用)」や「(不動産取得税・自動車税環境性能割・自動車税種別割・狩猟税用)」や「(身体障害者等自動車取得税・自動車税用)」や「(身体障害者等自動車税環境性能割・自動車税種別割用)」²⁴⁾ 「第80条の3第1項第1号」²⁵⁾ や 「第89条の8第1項第2号」²⁶⁾ 「自動車取得税」²⁷⁾ や 「自動車税種別割」²⁸⁾

自動車取得税	環境性能割
自動車税	種別割
登録番号	登録番号

第111条(1)中「(不動産取得税・自動車取得税・自動車税・狩猟税用)」²⁹⁾ や 「(不動産取得税・自動車税環境性能割・自動車税種別割用)」³⁰⁾ 「第80条の3第1項第1号」³¹⁾ や 「第89条の8第1項第2号」³²⁾ 「自動車取得税」³³⁾ や 「自動車税種別割」³⁴⁾

「法人事業税及び特別法人事業税の加算金決定通知書」³⁵⁾ や 「法人事業税及び特別法人事業税の加算金決定通知書」³⁶⁾ 「法人事業税及び特別法人事業税の加算金決定通知書」³⁷⁾ や 「法人事業税及び特別法人事業税の加算金決定通知書」³⁸⁾ 「法人事業税及び特別法人事業税の加算金決定通知書」³⁹⁾ や 「法人事業税及び特別法人事業税の加算金決定通知書」⁴⁰⁾

摘要	課税標準	税率
②②の内訳 所得割に係る地方 法人特別税額	兆 十億 百万 千 円	700
②①の内訳 収入割に係る地方 法人特別税額	兆 十億 百万 千 円	700

合計地方人特別税額 ②①+②②	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円	兆 十億 百万 千 円
仮装経理に基づく地 方法人特別税額の控 除額 ②③				既に納付の確定した 当期分の地方法人特 別税額 ②④
租税条約の実施に係 る地方法人特別税額 の控除額 ②⑤				この通知書により納 付すべき地方法人特 別税額 ②②-②③-②④-②⑤ ②⑥

摘要	課税標準	税率
②②の内訳 所得割に係る特別 法人事業税額	兆 十億 百万 千 円	700
②①の内訳 収入割に係る特別 法人事業税額	兆 十億 百万 千 円	700
合計特別法人事業税額 ②①+②②	兆 十億 百万 千 円	700
仮装経理に基づく特 別法人事業税額の控 除額 ②③		
租税条約の実施に係 る特別法人事業税額 の控除額 ②⑤		

加算金に対応する事業税額
及び地方法人特別税額

加算金に対応する事業税額
及び特別法人事業税額

第44条(3)第3項又は第55条第3項」⁴¹⁾ や 「第56条第3項若しくは第4項又は第72条の44第3項若しくは第4項」⁴²⁾ である。

第111条(1)中「(法人事業税・地方法人特別税申告書提出期限延長承認通知書)」⁴³⁾ や 「(法人事業税・特別法人事業税申告書提出期限延長承認通知書)」⁴⁴⁾ 「(法人事業税・特別法人事業税の)」⁴⁵⁾ である。

第111条(1)中「(法人事業税・地方法人特別税申告書提出期限延長承認等通知書)」⁴⁶⁾ や 「(法人事業税・特別法人事業税申告書提出期限延長承認等通知書)」⁴⁷⁾ 「(法人事業税・特別法人事業税の)」⁴⁸⁾ である。

第111条(1)中「(法人事業税・地方法人特別税申告書提出期限延長承認等通知書)」⁴⁹⁾ や 「(法人事業税・特別法人事業税申告書提出期限延長承認等通知書)」⁵⁰⁾ 「(法人事業税・特別法人事業税の)」⁵¹⁾ である。

人特別税の」を「特別法人事業税の」に改める。
別記第七十九号様式から別記第九十三号様式までを次のように改める。
第79号様式から第93号様式まで 削除
別記第百五号様式から別記第百十九号様式までを次のように改める。

第105号様式 (第44条の 3 関係)

自動車税環境性能割修正申告書

年 月 日

県税事務所長 様

郵便番号
申告者 住所
(納税義務者) 氏 名
(電話 局 番)
⑩

山口県税賦課徴収条例第89条の 2 第 2 項の規定により、下記のとおり申告します。

記

登録番号	初年度登録年又は製作年及び型式	
取得年月日	年 月 日	車台番号
取得の原	車	名
種 別	用	途
定 置 場		
課税標準額及び税額	課税標準額 千円	税率 700
既に納付の確定した環境性能割額	税額 ①	
今回納付可能額	①	
自動車を譲渡した者	住所	氏 名
燃 料	条則別第9条の4の13各号の適用の有無	取得価額
ガソリン	1 有 (4,000万円超) 2 有 (1,000万円超) 3 有 (100万円超) 4 有 (50万円超) 5 有 (30万円超) 6 有 (15万円超) 7 有 (10万円超) 8 有 (5万円超) 9 有 (3万円超) 10 有 (1万円超) 11 有 (5千円超) 12 有 (1千円超) 13 有 (500円超) 14 有 (100円超) 15 有 (50円超) 16 有 (10円超) 17 有 (5円超) 18 有 (1円超) 19 有 (50円未満) 20 有 (10円未満) 21 有 (1円未満) 22 有 (50円未満) 23 有 (10円未満) 24 有 (1円未満) 25 有 (50円未満) 26 有 (10円未満) 27 有 (1円未満) 28 有 (50円未満) 29 有 (10円未満) 30 有 (1円未満)	千円
軽油	1 有 (4,000万円超) 2 有 (1,000万円超) 3 有 (100万円超) 4 有 (50万円超) 5 有 (30万円超) 6 有 (15万円超) 7 有 (10万円超) 8 有 (5万円超) 9 有 (3万円超) 10 有 (1万円超) 11 有 (5千円超) 12 有 (1千円超) 13 有 (500円超) 14 有 (100円超) 15 有 (50円超) 16 有 (10円超) 17 有 (5円超) 18 有 (1円超) 19 有 (50円未満) 20 有 (10円未満) 21 有 (1円未満) 22 有 (50円未満) 23 有 (10円未満) 24 有 (1円未満) 25 有 (50円未満) 26 有 (10円未満) 27 有 (1円未満) 28 有 (50円未満) 29 有 (10円未満) 30 有 (1円未満)	km / l
その他	1 有 (4,000万円超) 2 有 (1,000万円超) 3 有 (100万円超) 4 有 (50万円超) 5 有 (30万円超) 6 有 (15万円超) 7 有 (10万円超) 8 有 (5万円超) 9 有 (3万円超) 10 有 (1万円超) 11 有 (5千円超) 12 有 (1千円超) 13 有 (500円超) 14 有 (100円超) 15 有 (50円超) 16 有 (10円超) 17 有 (5円超) 18 有 (1円超) 19 有 (50円未満) 20 有 (10円未満) 21 有 (1円未満) 22 有 (50円未満) 23 有 (10円未満) 24 有 (1円未満) 25 有 (50円未満) 26 有 (10円未満) 27 有 (1円未満) 28 有 (50円未満) 29 有 (10円未満) 30 有 (1円未満)	kg
		kg
		kg
備考		

注 1 申告者及び自動車を譲渡した者の住所及び氏名は、法人にあつては、その主たる事務所の所在地並びに名称及び代表者の氏名を記入してください。
2 「燃料」欄及び「条則別第9条の4の13各号の適用の有無」欄は、該当する番号を○で囲んでください。「燃費」欄、「車両重量」欄、「車両総重量」欄、「変速装置の方式」欄及び「構造」欄は、「条則別第9条の4の13各号の適用の有無」欄が有の場合に記入してください。ただし、貨物自動車以外の自動車にあつては、「車両総重量」欄、「変速装置の方式」欄及び「構造」欄は記入する必要はありません。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A列4とします。

第106号様式 (第44条の 3 関係)

自動車税環境性能割徴収猶予申告書					
年 月 日	納 税 者	住 所	氏 名	所 在 地	印
	県 税 務 所 長 様	(住 所)	(氏 名)	(所 在 地)	
		(住 所)	(氏 名)	(所 在 地)	
		(住 所)	(氏 名)	(所 在 地)	
山口県賦課徴収条例第89条の 5 の規定により、次のとおり自動車税環境性能割の徴収猶予をされるよう申告します。					
譲渡担保財産の 設定年月日	年 月 日	登 録 番 号			
徴収猶予する期間	年 月 日 から 年 月 日まで	種 用 別 途	営業用 ・ 自家用		
徴 収 猶 予 額	課税標準額	車 型	式 名		
	税 額	円			
譲渡担保財産により担保される債権の内容及びそれを証する添付書類の名称					

備考 用紙の大きさは、縦 8.2センチメートル、横 21.0センチメートルとする。印

第107号様式 (第44条の 3 関係)

自動車税環境性能割徴収猶予承認通知書				第 号
様				年 月 日
県 税 務 所 長 印				
年 月 日	日付けの申請については、次のとおり承認します。	徴収猶予期間	年 月 日から 年 月 日まで	徴収猶予額 円

注 / 徴収猶予の期間満了の日までに当該自動車を譲渡担保財産設定者に移転しないときは、直ちに納付してください。

2 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、山口県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁判があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として（この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。）提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する判決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3箇月を経過しても判決がないとき、処分、処分の執行若しくは手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又はその他判決を経ないことにつき正当な理由があるときは、判決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

第108号様式（第44条の3関係）

自動車税環境性能割還		納付義務免除申請書	
年 月 日	申 請 者	住 所 (所在地)	名 氏 (名称及び氏名)
	県税事務所長 様		⑩
<p>山口県税賦課徴収条例第89条の6の規定により、下記のとおり環境性能割の納付義務を免除されるよう申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>			
納付義務免除又は還付申請金額	円		
登録番号	車 名	取 得 年 月 日	年 月 日
初度登録年又は製作年及び型式		返還した年月日	年 月 日
車 台 番 号		返還を受けた販売業者の住所(所在地)及び氏名(名称及び氏名)	
種 別			
用 途			
返還した理由			
申請金額が納付済みであるときは納付した年月日	年 月 日		
返還したことを証する添付書類の名称			

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第109号様式（第44条の3関係）

自動車税環境性能割還付申請書	
年 月 日	申 請 者
	住 所 (所在地) 名 氏 (名称及び氏名)
	県税事務所長 様
	⑩
<p>地方税法第141条第6項の規定により、下記金額を還付されるよう申請します。</p> <p style="text-align: center;">記</p>	
還付申請金額	円
登録番号	車 名
初度登録年又は製作年及び型式	取 得 年 月 日
車 台 番 号	年 月 日
種 別	譲渡担保財産の譲渡担保期間
用 途	譲渡担保財産の譲渡担保期間
	譲渡担保期間
	譲渡担保期間
納付年月日	年 月 日
納付済税額等	千円
	課税標準額
	税 額
	円
譲渡担保財産に譲渡担保される権利の内容及びそれを証する添付書類の名称	備 考

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第110号様式 (第44条の 4 関係)



備考 しんちゆう製とすること。

第111号様式 (第44条の 4、第45条の 2 関係)

自動車税納税済印



備考 ゴム印とすること。

第112号様式 (第44条の 5 関係)

証紙代金収納計器取扱人指定申請書			
年 月 日	申 請 者	住 所 (所在地)	氏 名 及 び 名 (名称及び名 (代表者氏名))
山口県知事 様			
証紙代金収納計器取扱人として指定されるよう、山口県税賦課徴収条例施行規則第44条の5 第1項の規定により、下記のとおり申請します。			
記			
証紙代金収納計器	設 置 場 所		
製造番号	名称及び型式		
使用開始年月日			
始動票札表示金額		円	
備 考			

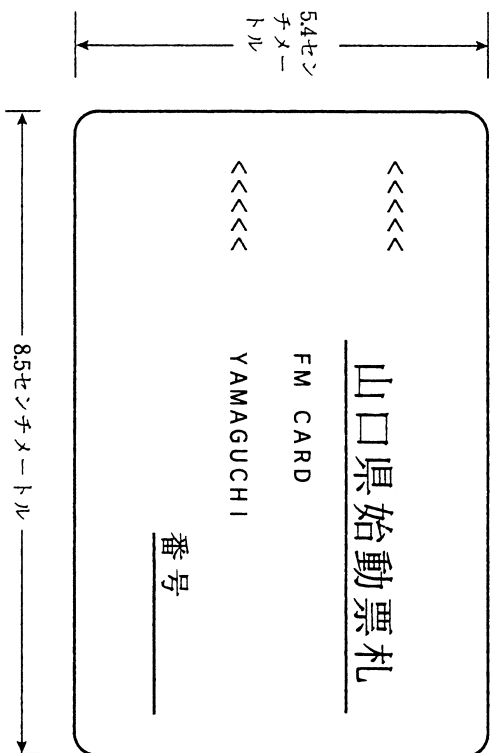
備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第113号様式 (第44条の 6 関係)

証紙代金収納計器始動票札交付申請書				
年 月 日	申 請 者	住 所 (所在地)		
山口県知事 様	氏 名 (名称及び氏名)	(代表者氏名)	㊟	
山口県税賦課徴収条例施行規則第44条の 6 第 1 項の規定により、下記のとおり山口県証紙代金収納計器始動票札の交付を申請します。				
記				
額 面 金 額	請 求 数 量	合 計 金 額	※ 交 付 番 号	
円	枚	円		

注 ※欄は、記入しないでください。
備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A列 4 とする。

第114号様式 (第44条の 6 関係)



備考 厚さ0.08センチメートルの塩化ビニル製とし、板面地色は白色とし、刷色は黒色とする。

第115号様式 (第44条の7関係)

証紙代金収納印押印手数料支払請求書					
山口県知事 様	年 月 日	請求者	住所 (所在地)	氏名 (氏名及び氏名) (代表者氏名)	
	山口県税賦課徴収条例施行規則第44条の7第3項の規定により、下記のとおり 月分の証紙代金収納印押印手数料を請求します。 記				
始動票	額 面 金 額 円	枚	数 枚	金 額 円	
合 計			①		
①のうち還付金請求額			②		
交付対象額 ① - ②			③		
③の交付対象額に対する手数料の額			④		
参考	前月末交付対象額累計 円	本月分交付対象額 円	本月末交付対象額 円	前月末交付対象額 円	本月末交付対象額 円

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第116号様式 (第44条の11関係)

年 月 日	始 動 票 札 番号 枚数 枚	金額 円	累計額 (積算カウ) 円	証紙代金収納印を 押印したものの		左のうち誤って 押印したものの		表示未済額 円	確認印	備考
				件数	金額 円	件数	金額 円			
合 計										

第117号様式（第44条の11関係）

証紙代金収納計器使用状況報告書			
年 月 日	証紙代金 収納計器 取扱人	住 所 (所在地)	氏 名 及 び 名 稱 (代表者氏名)
山口県知事 様	⑩		
山口県税賦課徴収条例施行規則第44条の1/第2項の規定により、下記のとおり 月分の証紙代金収納計器の使用状況を報告します。			
記			
証紙代金収納計器表示額			備 考
今 月 末 累 計 額	①	円	
前 月 末 累 計 額	②		
差 引 (① - ②)	③		
③のうち誤って表示した金額	④		
今月分表示額 (③ - ④)	⑤		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第118号様式（第44条の12関係）

証紙代金収納計器の使用に係る納付金額還付請求書			
年 月 日	請 求 者	住 所 (所在地)	氏 名 及 び 名 稱 (代表者氏名)
山口県知事 様			⑩
山口県税賦課徴収条例施行規則第44条の1/第2項の規定により、下記のとおり 月分の証紙代金収納計器の使用に係る納付金額の還付を請求します。			
記			
還付を受けようとする金額	内 訳		円
計器番号	押 印 年 月 日	表 示 金 額	理 由
	・	円	
	・		
	・		
	・		
	・		
合 計			

注 この請求書には、還付を受けようとする納付金額に係る申告書等の証紙代金収納印の印影部分添付してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

第119号様式 (第44条の13関係)

自動車税環境性能割 更正・通知書

様

第 年 月 日
 国税事務所長 印

課税標準額
 自動車税環境性能割の税 加算金額
 について、下記のとおり 更正したので通知します。
 不足税額 (㉑) 及び加算金額 (㉒) を納期限までに納めてください。

登録番号	型	式	自動車		譲渡した者
車			名		登録(取得)年月日
区分	申告千円	更正又は決定千円	不足千円	更正請求日	年月日
課税標準額				更正又は決定の年月日	年月日
税率	700	700	700	更正又は決定の根拠	
税額	円	円	円	不足税額及び加算金額の納	年月日
過	不	重	加	算	金
納	付	す	べ	き	金
納付する場所	県の指定金融機関、指定代理金融機関若しくは収納代理金融機関又は県事務所				

注 / 不足税額については、申告書の提出期限の翌日から納付の日までの期間の日数に及び、不足税額 (1,000円未満の端数があるとき又は全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。) に年/4.6パーセント (この通知書に指定された納期限までの期間又はその納期限の翌日から/月を経過する日までの期間については、年/7.3パーセント) の割合 (当該期間の属する各年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年/パーセントの割合を加算した割合 (以下「特例基準割合」という。)) が年/7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年 (以下「特例基準割合適用年」という。) 中においては、年/4.6パーセントの割合にあつては当該特例基準割合適

用年における特例基準割合に年/7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年/7.3パーセントの割合にあつては当該特例基準割合に年/パーセントの割合を加算した割合 (当該加算した割合が年/7.3パーセントの割合を超える場合には、年/7.3パーセントの割合) とする。) を乗じて計算した金額の延滞金 (100円未満の端数があるとき又は全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。) を加算して徴収します。この場合における年当たりの割合は、^{1年分} 閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合です。

2 この処分について不服がある場合は、この処分があつたことを知つた日の翌日から起算して3月以内に、山口県知事に審査請求をすることができます。審査請求書は、正副2通をなるべく当県税事務所長を経由して提出してください。

また、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決があつたことを知つた日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県を被告として (この場合において、山口県知事が被告の代表者となります。) 提起することができます。

なお、この処分の取消しの訴えは、上記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、審査請求があつた日から3箇月を経過しても裁決がないとき、処分、処分の執行若しくは手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、又はその他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないで、処分の取消しの訴えを提起することができます。

備考

用紙の大きさは、日本産業規格A列4とする。

別記第二十号様式中「自動車税課税免除承認申請書」を「自動車税種別割課税免除

承認申請書」に、「第83条第 号」を「第89条の10第 号」に「種 類」を

「種 別」に改める。

別記第百二十一号様式中「自動車税課税免除承認通知書」を「自動車税種別割課税免

除承認通知書」に、「第83条第 号」を「第89条の10第 号」に「種 類」を

「種 別」に改める。

別記第百二十二号様式(その一)中「自動車税納税証明書」を「自動車税種別割課税
証明書」に、「自動車税に」を「自動車税種別割に」に改め、同様式(その二)を削
り、同様式(その三)中「自動車税納税証明書(継続検査・構造変更用)」を「自動車
税種別割納税証明書(継続検査・構造変更用)」に、「年度 自 動 車
税」を「年度 自 動 車 税 種 別 割」に改め、同様式(その三)を同様式(そ
の二)とする。

別記第百二十五号様式中「自動車税第二次納税義務免除申請書」を「自動車税種別割
第二次納税義務免除申請書」に、「第87条の3」を「第89条の19」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。
(経過措置)

2 改正後の山口県税賦課徴収条例施行規則の規定中法人の事業税及び特別法人事業税
に関する部分は、この規則の施行の日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及
びこれと併せて賦課され又は申告される特別法人事業税について適用し、同日前に開
始した事業年度に係る法人の事業税及びこれと併せて賦課され又は申告される地方法
人特別税(地方税法等の一部を改正する等の法律(平成二十八年法律第十三号)附則
第三十一条第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第九条の規定
による廃止前の地方法人特別税等)に関する暫定措置法(平成二十年法律第二十五号)
に規定する地方法人特別税をいう。)については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際、改正前の山口県税賦課徴収条例施行規則に定める様式による

納税通知書等を印刷した用紙で残存するものについては、その残存分に限り、これに
所要の調整をして使用することができる。

合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動
車税の徴収の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月三十日

山口県知事 村岡 副 政

山口県規則第十一号

合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する
自動車税の徴収の特例に関する条例施行規則の一部を改正する規則

合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動
車税の徴収の特例に関する条例施行規則(昭和三十五年山口県規則第八十五号)の一部
を次のように改正する。

題名中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第一条中「合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に
対する自動車税の徴収の特例に関する条例」を「合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍
人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条
例」に改める。

第二条中「(以下「自動車税」を「の種別割(以下「自動車税の種別割」に改める。
第六条中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「第八十七条」を「第八十九条の
十八」に改め、「山口県税賦課徴収条例施行規則(昭和四十五年山口県規則第四十六
号)第四十七条の規定にかかわらず」を削る。
第七条中「自動車税」の下に「の種別割」を加え、「はつて」を「貼つて」に改め

別記第一号様式中 「 自 動 車 税 証 紙
Automobile Tax Stamp」を

「 自 動 車 税 (種 別 割) 証 紙
Automobile Tax (Category Base) Stamp」 に改める。

別記第三号様式中 「Form No.1」を「Form No.3」に、
「 自 動 車 税 に 関 する 申 告 書
REPORT FOR AUTOMOBILE TAX」を

「 自動車税 (種別割) に関する申告書
REPORT FOR AUTOMOBILE TAX (CATEGORY BASE) 」に改める。

別記第四号様式中「Form No.2」を「Form No.4」に、
「 自動車税 に関する申告書
REPORT FOR AUTOMOBILE TAX 」を

「 自動車税 (種別割) に関する申告書
REPORT FOR AUTOMOBILE TAX (CATEGORY BASE) 」に改める。

別記第五号様式中「Form No.3」を「Form No.5」に、
「 自動車税 に関する申告書
REPORT FOR AUTOMOBILE TAX 」を

「 自動車税 (種別割) に関する申告書
REPORT FOR AUTOMOBILE TAX (CATEGORY BASE) 」に改める。

別記第六号様式中「Form No.4」を「Form No.6」に、
「 自動車税 に関する申告書
REPORT FOR AUTOMOBILE TAX 」を

「 自動車税 (種別割) に関する申告書
REPORT FOR AUTOMOBILE TAX (CATEGORY BASE) 」に改める。

別記第七号様式中「Form No.5」を「Form No.7」に、「はり付けた」を「貼り付け
た」に、「自動車税」を「自動車税 (種別割)」に、「the auto-tax」を「the auto-
bile tax (category base)」に、「はり付け欄」を「貼付け欄」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機
等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例施行規則別記第一号
様式による自動車税証紙で残存するものについては、その残存分に限り、これに所要
の調整をして売りさばくことができる。

山口県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年九月三十日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県規則第十二号

山口県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山口県収入証紙条例施行規則 (昭和三十九年山口県規則第五十九号) の一部を次のよ
うに改正する。

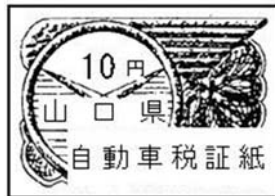
第二条の表中「自動車取得税証紙」を削る。

第三条の表中「第百五十一条第三項」を「第百七十七条の十一第三項」に、「第百五
十条第一項」を「第百七十七条の十第一項」に、「自動車税」を「自動車税の種別割
()」に、「の自動車税」を「の自動車税の種別割」に、「第七十四条又は第七十五条第
一項若しくは第二項」を「第八十九条第一項又は第八十九条の二第一項若しくは第二
項」に、「自動車取得税額」を「自動車税の環境性能割額」に、「第百三十一条」を
「第百七十条」に改め、「自動車取得税証紙」を削る。

第十三条第二項中「一・〇八」を「一・一」に改め、同項第二号中「及び自動車取得
税証紙」を削る。

別表第二を次のように改める。

一 十円自動車税証紙



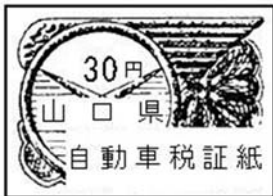
寸法

縦 二五・五ミリメートル

横 三六ミリメートル

刷色 青色

二 三十円自動車税証紙



寸法

縦 二五・五ミリメートル

横 三六ミリメートル

刷色 青緑色

三 五十円自動車税証紙



四 百円自動車税証紙



五 三百円自動車税証紙



寸法

縦 二五・五ミリメートル

横 三六ミリメートル

刷色 赤紫色

寸法

縦 二五・五ミリメートル

横 三六ミリメートル

刷色 緑色

寸法

縦 二五・五ミリメートル

横 三六ミリメートル

刷色 明茶色

六 五百円自動車税証紙



七 千円自動車税証紙



八 三千円自動車税証紙



寸法

縦 二五・五ミリメートル

横 三六ミリメートル

刷色 紫色

寸法

縦 二五・五ミリメートル

横 三六ミリメートル

刷色 暗青色

寸法

縦 二五・五ミリメートル

横 三六ミリメートル

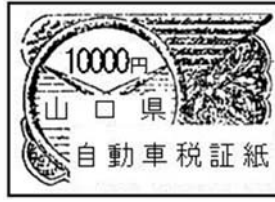
刷色 茶色

九 五千円自動車税証紙



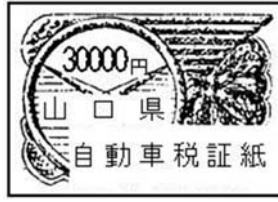
寸法
縦 二五・五ミリメートル
横 三六ミリメートル
刷色 赤色

十 一万円自動車税証紙



寸法
縦 二五・五ミリメートル
横 三六ミリメートル
刷色 暗紫色

十一 三万円自動車税証紙



寸法
縦 二五・五ミリメートル
横 三六ミリメートル
刷色 暗緑色

別記第三号様式中「**赤**」を「**紫**」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和元年十月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際、改正前の山口県収入証紙条例施行規則の規定による自動車税

証紙及び自動車取得税証紙で残存するものについては、当分の間、改正後の山口県収入証紙条例施行規則の規定による自動車税証紙として使用することができる。
3 この規則の施行の前日に売り渡された山口県収入証紙に係る証紙売りさばき手数料の金額については、なお従前の例による。



山口県訓令第九号

県 税 務 所

合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和元年九月三十日

山 口 県 知 事 村 岡 嗣 政

合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例取扱規程の一部を改正する訓令

合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例取扱規程(昭和二十七年山口県訓令第十八号)の一部を次のように改正する。
受訓先を「県税事務所」に改める。

題名中「自動車税」の下に「の種別割」を加える。

第一条中「合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の徴収の特例に関する条例」を「合衆国軍隊の構成員等、契約者又は軍人用販売機関等の所有する自動車に対する自動車税の種別割の徴収の特例に関する条例」に改める。

第二条中「自動車税証紙請求書」を「自動車税(種別割) 証紙請求書」に改める。

第三条中「自動車税証紙受払整理簿」を「自動車税(種別割) 証紙受払整理簿」に改める。

第四条中「払込書」を「納付書及び納入書」に改める。

第五条中「自動車税証紙交付簿」を「自動車税(種別割) 証紙交付簿」に改める。

第六条中「証紙売さばき明細書」を「自動車税(種別割) 証紙売りさばき明細書」に改める。

別記第一号様式中「第一号様式」を「第一号様式(第2条関係)」に、「昭和

年度分自動車税証紙請求書」や「年度分自動車税(種別割)証紙請求書」に改める。

別記様式第2号様式中「第二号様式」や「第2号様式(第3条関係)」及び「自動車税証紙受払整理簿」や「自動車税(種別割)証紙受払整理簿」に改める。

別記様式第3号様式中「第三号様式」や「第3号様式(第5条関係)」及び「自動車税証紙交付簿」や「自動車税(種別割)証紙交付簿」及び「係長」や「主査」に改める。

別記様式第4号様式中「第四号様式」や「第4号様式(第6条関係)」及び「昭和年度自動車税証紙売さばき明細書」や「年度自動車税(種別割)証紙売りさばき明細書」及び「売さばき数」や「売りさばき数」に改める。

附 則

この訓令は、令和元年十月一日から施行する。

令和元年九月三十日印刷
令和元年九月三十日発行

発行人所

山口県知事庁